5　届出書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の五　基幹放送局事業計画変更届出書の様式（第43条の２第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

基幹放送局事業計画変更届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

住所
氏名又は名称
代表者氏名（注１）　　印

電波法施行規則第43条の２第１項の規定により、事業計画を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

１　区分（注２）（注３）
□⑴　経営形態及び資本又は出資の額
□⑵　主たる出資者及びその議決権の数
□⑶　役員に関する事項
□⑷　基幹放送の業務又は放送法第118条第１項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要
□⑸　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□⑹　10分の１を超える議決権を有する他の地上基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）又は３分の１を超える議決権を有する他の衛星基幹放送事業者若しくは他の移動受信用地上基幹放送事業者に関する事項
□⑺　週間放送番組の編集に関する事項
□⑻　放送番組の編集に関する基本計画
□⑼　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□⑽　その他の事項

２　提出書類（注２）（注３）
□変更後の定款又は寄附行為〔上記１⑴関係〕
□免許規則第４条第２項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの〔上記１⑵～⑹関係〕
□新たに選任された役員等の履歴書〔上記１⑶関係〕
□４月又は10月の週間番組表〔上記１⑺関係〕
□変更事項について新旧を対比したもの〔上記１⑻～⑽関係〕

注１　届出者の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
２　該当する□にレ印を付けること。
３　免許規則別表第二号第１に定める基幹放送放送局の無線局事項書注23又は免許規則別表第二号第５に定める衛星基幹放送局の無線局事項書注38を参照のこと。